

平成 23 年 3 月 23 日に開催した平成 22 年度第 13 回公立大学法人静岡文化芸術大学役員会の結果は、次のとおりである。

1 議案

(1) 第 1 号議案 専決処分の承認の件について

ア 趣旨

学科長の任期及び選任に関する規則の改正及び教員の任用及び昇任に関する規則について、その手続きを理事長の専決処分により改正したことから、その承認を求める。

イ 主な意見

- ・学科長等の選任手続きの見直しをしたらどうか。

ウ 審議結果

全員の同意により議決された。

(2) 第 2 号議案 平成 23 年度公立大学法人静岡文化芸術大学年度計画（案）について

ア 趣旨

平成 23 年度の年度計画について、案のとおりとする。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

全員の同意により議決された。

(3) 第 3 号議案 平成 23 年度公立大学法人静岡文化芸術大学事業方針（案）について

ア 趣旨

教育の充実、学生支援の充実、研究の推進、地域貢献及び国際交流の推進並びに業務運営の改善の 5 項目を柱として平成 23 年度事業方針を案のとおりとする。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

全員の同意により議決された。

(4) 第 4 号議案 平成 23 年度公立大学法人静岡文化芸術大学事業計画（案）について

ア 趣旨

法人運営管理、教育研究、大学広報及び学生募集等法人の平成 23 年度の事業計画を案のとおりとする。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

全員の同意により議決された。

(5) 第 5 号議案 平成 23 年度公立大学法人静岡文化芸術大学収支予算（案）について

ア 趣旨

総額約 246 千万円となる平成 23 年度の収支予算を案のとおりとする。

イ 主な意見

- 特になし
- ウ 審議結果
全員の同意により議決された。
- (6) 第6号議案 「公立大学法人静岡文化芸術大学職員就業規則」の一部改正について
- ア 趣旨
負傷等による特別休暇の取得期間の上限等について、国及び地方公共団体の状況を勘案して改正する。
- イ 主な意見
特になし
- ウ 審議結果
全員の同意により議決された。
- (7) 第7号議案 「公立大学法人静岡文化芸術大学期間契約職員就業規程」の一部改正について
- ア 趣旨
民間の給与状況を勘案し、期間契約職員の特別給について改正を行う。
- イ 主な意見
特になし
- ウ 審議結果
全員の同意により議決された。
- (8) 第8号議案 「公立大学法人静岡文化芸術大学非常勤職員就業規程」の一部改正について
- ア 趣旨
民間の給与状況を勘案し、非常勤職員の特別給について改正を行う。
- イ 主な意見
特になし
- ウ 審議結果
全員の同意により議決された。
- (9) 第9号議案 「静岡文化芸術大学大学院学則」の一部改正について
- ア 趣旨
文化政策研究科及びデザイン研究科において授業科目の増設及び標記の変更をすることから、大学院学則第19条に定める学則別表を改正する。
- イ 主な意見
特になし
- ウ 審議結果
全員の同意により議決された。
- (10) 第10号議案 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について
- ア 趣旨
平成23年4月1日からの4年間を計画期間として、雇用環境の整備に関する事項等3項目の目標を内容とした一般事業主行動計画を策定する。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

全員の同意により議決された。

(11) 第 11 号議案 非常勤講師の委嘱について

ア 趣旨

専任教員からの担当変更等の理由により 5 名の非常勤講師を委嘱する。

イ 主な意見

特になし

ウ 審議結果

全員の同意により議決された。

2 協議事項

(1) 役職教員の昇任について

ア 趣旨

文化政策研究科長及び空間造形学科長について、現任者の一身上の都合による退職等により新たな者を選任したいので、それについての意見を求める。

イ 主な発言

特になし

(2) 各種委員会の再編成について

ア 趣旨

業務の効率化等を図る観点から、各種委員会の再編等を実施する。

イ 主な発言

従来のように学科単位で委員が選出されないことから、会議結果の内容を教授会等で報告することにより、教員へ周知することが必要である。

3 報告事項

東北地方太平洋沖地震への対応について、在学生の安否確認、後期入学試験の追加試験実施、被災地域居住者の入学意思確認等の対応を行った。今後、被災状況等を確認し、他大学の対応状況を踏まえて授業料の免除等を検討する。